

業務仕様書

1 業務名

令和8年度 伊良部県立自然公園基礎調査検討業務

2 目的

伊良部県立自然公園は、平成7年9月に伊良部島と下地島のほぼ全域とその周辺海域を含む5,739haが県立自然公園として指定されている。

当該地域では伊良部大橋が平成27年1月に開通し、平成31年3月には下地島空港に定期便が就航、他にもクルーズ船専用バースの供用や宇宙港事業など、下地島空港及び周辺用地の利活用が進んでおり、環境が大きく変化している。これら近年の社会情勢の変化を踏まえ、公園区域及び公園計画の見直しを検討する必要性が生じている。

本業務では、過年度業務の現地踏査及び現地調査を踏まえて、対象地域の自然公園資質について調査を実施し、詳細な現況を把握する。

3 対象地域

宮古島市

4 業務内容

(1) 陸生動物調査

① 哺乳類の生息地調査

(ア) 調査対象

伊良部島及び下地島の希少な哺乳類を対象とする。

(イ) 調査方法

基本的に目撃法・捕獲法・フィールドサイン法(夜間調査を含む)により行う。希少な哺乳類が確認された場所は位置や個体数を記録する。

哺乳類調査方法一覧

調査方法	詳細内容
目撃法・捕獲法・フィールドサイン法	日中及び夜間に調査地区を踏査しながら、目撃(目撃法)や捕獲(捕獲法)、足跡・糞・食痕等の痕跡の確認(フィールドサイン法)、鳴き声で確認された種を記録する。夜間は目撃、捕獲及び鳴き声等により主にコウモリ類及びジネズミ類を確認する。

(ウ) 調査地区

6 地区を想定する。

過年度に実施された調査結果を含む業務成果を踏まえて、調査地区を決定する。

(エ) 調査時期

春季に行う。

哺乳類の生息地調査時期及び回数

調査時期	回数	調査対象	調査地区数
春季	1 回	哺乳類	6

② 鳥類の生息地調査

(ア) 調査対象

伊良部島及び下地島の希少な鳥類を対象とする。

(イ) 調査方法

基本的に任意観察(夜間調査を含む)により行う。希少な鳥類が確認された場合、位置や個体数を記録する。

鳥類調査方法一覧

調査方法	詳細内容
任意観察	日中及び夜間に調査地区を踏査しながら、目視又は鳴き声等で確認された種を記録する。夜間はフクロウ類等の夜行性鳥類を確認する。

(ウ) 調査地区

6 地区を想定する。

過年度に実施された調査結果を含む業務成果を踏まえて、調査地区を決定する。

(エ) 調査時期

春季に行う。

鳥類の生息地調査時期及び回数

調査時期	回数	調査対象	調査地区数
春季	1 回	鳥類	6

③ 両生類・爬虫類の生息地調査

(ア) 調査対象

伊良部島及び下地島の希少な両生類・爬虫類を対象とする。

(イ) 調査方法

基本的に目撃法・捕獲法・フィールドサイン法(夜間調査を含む)により行う。希少な両生類・爬虫類が確認された場所は位置や個体数を記録する。

両生類・爬虫類調査方法一覧

調査方法	詳細内容
目撃法・捕獲法	日中及び夜間に調査地区を踏査しながら、目撃(目撃法)や捕獲(捕獲法)、鳴き声で確認された種を記録する。夜間は目撃、捕獲及び鳴き声等により主にカエル類・夜行性ヘビ類を確認する。

(ウ) 調査地区

6地区を想定する。

過年度に実施された調査結果を含む業務成果を踏まえて、調査地区を決定する。

(エ) 調査時期

春季に行う。

両生類・爬虫類の生息地調査時期及び回数

調査時期	回数	調査対象	調査地区数
春季	1回	両生類・爬虫類	6

④ 昆虫類の生息地調査

(ア) 調査対象

伊良部島及び下地島の希少な昆虫類を対象とする。

(イ) 調査方法

基本的に任意採集法・目撃法により行う。希少な昆虫類が確認された場合、位置や個体数を記録する。

昆虫類調査方法一覧

調査方法	詳細内容
任意採集法	日中に調査地区を踏査しながら、見つけ採り（見つけた昆虫類を捕虫網や手で直接採集する）、スウィーピング（捕虫網を草木ごとなぎ払うようにして採集する）、ピーティング（木の枝を叩き、落ちてくる昆虫類を受けて採集する）、石おこし（石、倒木やゴミを起こして底に生息している昆虫類を採集する）、落葉のふるいがけ（落葉をふるいにかけて、中にある昆虫類を採集する）等を併用し、確認された種を記録する。
目撃法	トンボ類、チョウ類、ハチ類、セミ類、バッタ類等の大型で目立つ種や鳴き声を出す種は、採集することができなくても、目撃あるいは鳴き声により種の識別を行う。特に捕虫ネットが届かない高い所を飛んでいるチョウ類や、高い木の幹にとまっているセミ類は、双眼鏡等を用いて確認する。

(ウ) 調査地区

6 地区を想定する。

過年度に実施された調査結果を含む業務成果を踏まえて、調査地区を決定する。

(エ) 調査時期

春季に行う。

昆虫類の生息地調査時期及び回数

調査時期	回数	調査対象	調査地区数
春季	1 回	昆虫類	6

⑤ 鳥類の繁殖地調査

(ア) 調査対象

伊良部島及び下地島の希少な鳥類を対象とする。

(イ) 調査方法

基本的に任意観察により希少な鳥類の繁殖地の確認を行う。繁殖が認められた場合、つがい数や巣の数などの繁殖規模、環境状況の記録を行う。

鳥類の繁殖地調査方法

調査方法	詳細内容
任意観察	日中に調査地区を踏査しながら、目視又は鳴き声等で確認された種を記録する。

(ウ) 調査地区

5～10 地区を想定する。

過年度に実施された業務成果を踏まえて、調査地区を決定する。

(エ) 調査時期

春季に行う。

鳥類の繁殖地調査時期及び回数

調査時期	回数	調査対象	調査地区数
春季	1回	鳥類	5～10

(2) 陸生植物調査

① 陸生植物の生息地調査

(ア) 調査対象

伊良部島及び下地島の希少な植物種を対象とする。

(イ) 調査方法

基本的に目撃法により行う。希少な植物種が確認された場合は位置や個体数を記録する。

陸生植物の生育地調査方法

調査方法	詳細内容
目撃法	調査地区を踏査しながら、目撃(目撃法)により出現種を記録する。

(ウ) 調査地区

6地区を想定する。

過年度に実施された業務成果を踏まえて、調査地区を決定する。

(エ) 調査時期

春季に行う。

陸生植物の生息地調査時期及び回数

調査時期	回数	調査対象	調査地区数
春季	1回	陸生植物	6

5 関係法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

6 成果品の検査

本業務は成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正又は再作業を行うものとする。

7 再委託等の禁止

本委託契約の再委託条項に関する「契約の主たる部分」及び「簡易な業務」を以下に定める。

(1) 契約の主たる部分

- ・契約金額の 50%を超える部分
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 簡易な作業

- ・複写、印刷、製本
- ・原稿、データ入力及び集計

8 成果品

- ① 報告書 (A4 黒表紙金文字) 1 部
- ② 現地調査データ 1 式
- ③ 電子媒体 (上記のデータを CD-ROM 等に納めること) 1 式

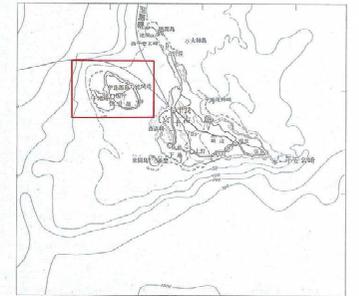
9 提出書類

- (1) 着手届 (契約後すみやかに)
- (2) 主任技術者等通知書、経歴書 等 (〃)
- (3) 業務工程表 (〃)
- (4) 業務実施計画書 (契約後 14 日以内)
- (5) 委託業務完了報告書 (完了時)
- (6) 引渡書、請求書 (検査合格後)
- (7) その他委託者が指示する書類 (適宜)

10 その他留意事項

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めるものとする。
- (3) 本業務の遂行中に知り得た内容及び成果等については、全て委託者に帰属し、承諾無く他に公表したり、貸与したりしてはならない。

伊良部県立自然公園区域及び公園計画図



保護計画凡例

	公園区域
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

利用計画凡例

	水泳場
	野営場
	展望施設
	植物園
	休憩所
	舟遊場
	自転車道

凡		例	
公園区域	第2種特別地域の地理区分	①-② 道 路 (合) 界	①-② 道 路 (除) 界
①-② 漁港区域界	伊良部島北東海岸	③-④ 空港施設区域界	③-④ 海 防 区 域 界
③-④ 汀線から沖合い1km線界	あぜ道(除)界	⑤-⑥ 下地島入江群	⑤-⑥ 道 路 (除) 界
⑤-⑥ 港湾区域界	道 路 (除) 界	⑦-⑧ 空港施設区域界	⑦-⑧ 道 路 (除) 界
⑦-⑧ 汀 線 界	施設区域界	⑨-⑩ 汀 線 界	⑨-⑩ 林 班 界
⑨-⑩ 港湾施設区域界	崖 界	⑪-⑫ 空港施設区域界	⑪-⑫ あぜ道(除)界
⑪-⑫ 道 路 (除) 界	伊良部島東海岸	⑬-⑭ 汀 線 界	⑬-⑭ 道 (除) 界
⑬-⑭ 汀 線 界	あぜ道(除)界	⑮-⑯ 汀 線 界	⑮-⑯ 伊 良 部 島 東 浜 界
⑮-⑯ 港湾施設区域界	鑑山区区域界	⑰-⑱ 空港施設区域界	⑰-⑱ 見 通 し 線 界
⑰-⑱ 汀 線 界	鑑山区区域界	⑲-⑳ 汀 線 界	⑲-⑳ 鑑 山 区 域 界
⑲-⑳ 港湾区域界	見通し線界	㉑-㉒ 空港施設区域界	㉑-㉒ 道 路 (除) 界
㉑-㉒ 汀線から沖合い1km線界	汀 線 界	㉓-㉔ 道 路 (除) 界	㉓-㉔ 港 湾 施 設 区 域 界
㉓-㉔ 漁港区域界	伊良部島東海岸	㉕-㉖ 伊 良 部 島 入 江 群	㉕-㉖ 汀 線 界
㉕-㉖ 空港施設区域界	あぜ道(除)界	㉗-㉘ 伊 良 部 島 入 江 群	㉗-㉘ 港 湾 施 設 区 域 界
第3種特別地域の地理区分	伊良部島北	㉙-㉚ 道 路 (除) 界	㉙-㉚ 道 路 (除) 界
①-② 大竹中洞系地界	津和野・あぜ道(除)界	③-④ 道 路 (除) 界	③-④ 道 路 (除) 界
③-④ 在和田世名御嶽敷地界	あぜ道(除)界	⑤-⑥ 道 路 (除) 界	⑤-⑥ 道 路 (除) 界
⑤-⑥ 長洪世名御嶽敷地界	あぜ道(除)界	⑦-⑧ 道 路 (除) 界	⑦-⑧ 道 路 (除) 界
⑦-⑧ 汀 線 界	道 路 (合) 界	⑨-⑩ 道 路 (除) 界	⑨-⑩ 道 路 (除) 界
⑨-⑩ あぜ道(除)界	津和野の浜	⑪-⑫ 道 路 (除) 界	⑪-⑫ 道 路 (除) 界
⑪-⑫ 道 路 (除) 界	漁港区域界	⑬-⑭ 道 路 (除) 界	⑬-⑭ 道 路 (除) 界
⑬-⑭ 文化財区域界	文化財区域界	⑮-⑯ 道 路 (除) 界	⑮-⑯ 道 路 (除) 界
⑮-⑯ 園中世名御嶽敷地界	道 路 (除) 界	⑰-⑱ 道 路 (除) 界	⑰-⑱ 道 路 (除) 界
⑰-⑱ パル御嶽敷地界	保 安 林 界	⑲-⑳ 伊 良 部 島 東 斜 面 界	⑲-⑳ 伊 良 部 島 東 斜 面 界
⑳-㉑ 乗瀬御嶽敷地界	道 路 (除) 界	㉑-㉒ 下 地 島 西 界	㉑-㉒ 下 地 島 西 界
	下 地 島 西 界	㉓-㉔ 森 路 (除) 界	㉓-㉔ 森 路 (除) 界
	文化財区域界	㉕-㉖ 施 設 区 域 界	㉕-㉖ 施 設 区 域 界